

漁業簿記 2

「サービスパック」利用マニュアル

ソリマチ株式会社

■ 本サービスパックの対応内容

本サービスパックは、「漁業簿記2」のいくつかの機能を改良したものです。
漁業簿記2をご活用いただくため今後もサービスパックで内容の充実を継続する予定です。

■ 制限事項

本アップデートプログラムには以下の制限があります。

- 漁業簿記2 Ver.2.01.00 がインストールされているパソコンをお持ちのお客様のみが導入可能になります。

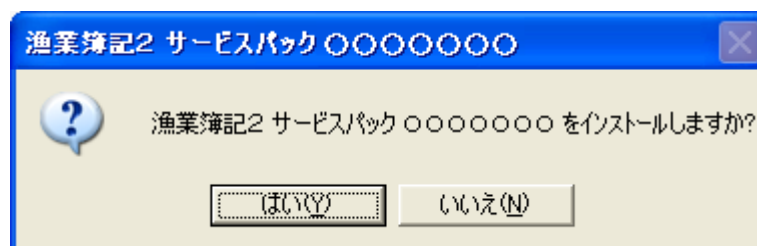
■ 注意事項

漁業簿記2を起動している状態ではインストールは行えません。

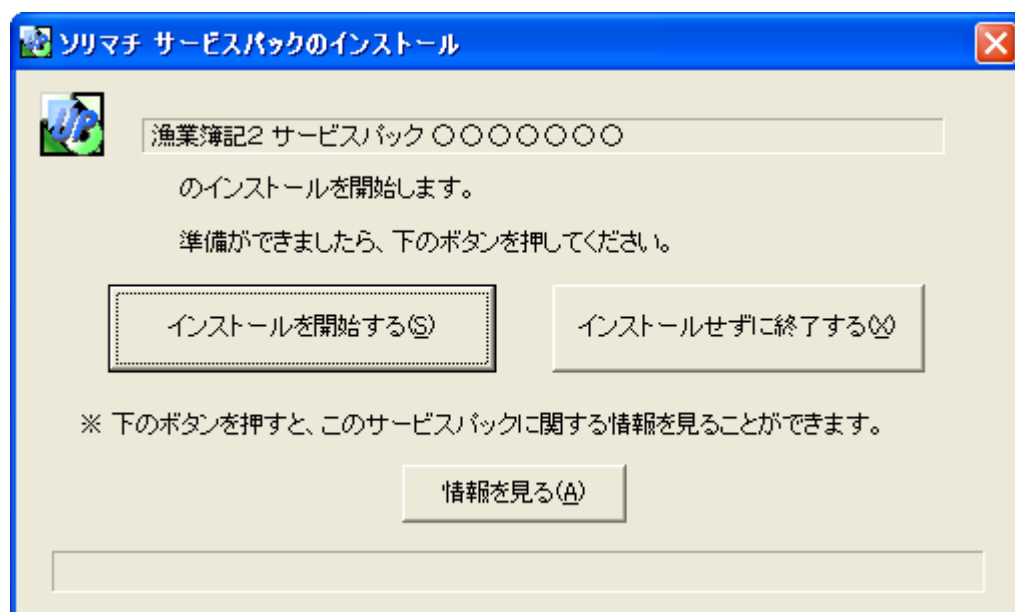
■ インストール手順

プログラムは圧縮されており、ダウンロード後、「Fbk2sp○○○○○○○○.exe」を実行すると、自己解凍の後に次の画面が表示されます。

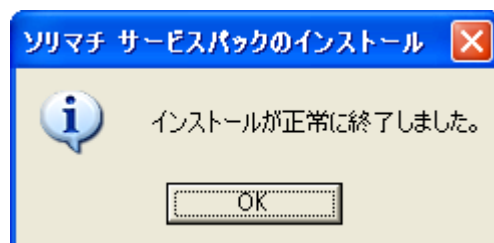
インストール開始の確認画面が表示されますので **[はい]** をクリックしてください。



解凍が終了するとサービスパックのインストール画面が表示されます。
漁業簿記2 が起動していないことを確認した後に、**[インストールを開始する]** をクリックしてください。確認メッセージが表示され、**[はい]** をクリックするとインストールが開始されます。



インストールが完了すると以下の画面が表示されます。
サービスパックのインストールはこれで終了です。



インストール後、漁業簿記2 を起動して、通常通りお使いください。

解決される不具合・変更点の詳細

・売却 / 除却した資産の「償却額表示」にて表示内容に不備がある。

減価償却資産登録にて、売却 / 除却した資産を「償却額表示」すると、売却 / 除却時の簿価が「残存価額」として表示されていました。

各種集計表、申告書や決算書、減価償却費仕訳転送には影響ありません。

・定率法で償却期間が 12 ヶ月未満の資産について調整前償却額の表記を変更。

減価償却資産登録にて、定率法で登録した資産の償却期間が 12 ヶ月未満の場合、表示される調整前償却額が 12 ヶ月分であるため、法人税申告書の別表 16 の調整前償却額として記載する内容と合っていないでした。

調整前償却額は、定率法による償却計算にて当期の償却額が償却保証額を割り込んだ場合に均等償却へ切り換える判断に使う当期償却額に相当する金額です。

但し、判断は 12 ヶ月分の金額で行うことが規定されている。

減価償却費の計算上は問題ありません。

・簡易課税の場合に申告書と付表で金額が一致しないものがある。

簡易課税で 2 種類以上の事業を営む場合、申告書の「参考事項」の合計額と、付表 5 の(6)事業区分別の合計額を千円単位(四捨五入)にした額が一致しない場合があります。

合計額は参考事項であり、納税額には影響ありません。

・原則課税の場合に、「有価証券譲渡(5%)」が円未満端数を四捨五入した金額で表示される。

消費税申告区分が原則課税のデータにて、税区分に「31: 有価証券」を使用した仕訳を入力し、消費税申告書作成を起動すると、消費税申告書設定ダイアログの「売上」タブの「有価証券譲渡(5%)」が円未満端数を四捨五入した金額で表示されていました。(四捨五入ではなく円未満切り捨てが正しい)

・減価償却仕訳転送にて作成された除却損の仕訳に不要な課税区分がつく。

事業専用割合が 100% 未満の減価償却資産を除却し、その資産の除却損の仕訳を転送すると課税取引とはならない事業主勘定の仕訳に対して課税区分がついていました。

例) 事業専用割合 50%、残存価額 50,000 円の資産を除却した場合...

固定資産除却損 25,000 / [0] 車両運搬具 25,000

事業主 貸 25,000 / [21] 車両運搬具 25,000 課税区分[21]がつく。

・減価償却資産登録にて、取得価額が大きく普通償却額が極めて小さいと償却期間が正しく計算されない場合がある。

取得価額が高額な資産において、当期の普通償却額を1円などのように極端に少なくした場合に、計算される償却期間が0/12ヶ月となることがありました。

この0ヶ月の減価償却資産は、減価償却費仕訳転送にて仕訳転送されません。

・前年仕訳表示等からの決算仕訳のコピーで、伝票日付が不正な日付になることがある。

決算日が異なる前年データの決算仕訳(取引区分9)を「前年仕訳表示」画面等から仕訳の[コピー]&[貼り付け]機能で今年度の帳簿画面に貼り付けると、取引区分が「9」で決算日ではない月日の仕訳が登録されていました。

決算書等への科目残高は、決算仕訳残高として登録されるため、納税額には影響ありません。

・仕訳博士の減価償却資産耐用年数表に「財務省令第32号」の改正内容を反映。

「平成20年度税制改正」の中で、先ごろ公布・施行された「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」(財務省令第32号)に基づいて改正された新しい耐用年数表等が財務省より公開されたため、仕訳博士の耐用年数表にも追加しました。

また、これまでの耐用年数表につきましても、今までどおり掲載してあります。